

松江市告示第 44 号

松江市高齢者バス割引乗車事業実施要綱（平成 24 年松江市告示第 269 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業の対象者 _____)</p> <p><u>第 2 条 事業は、満 70 歳以上であり、かつ、松江市の住民基本台帳に記録されている者(以下「対象者」という。)を対象に行う</u></p>	<p>(路線バス割引シールの交付)</p> <p><u>第 2 条 市長は、松江市高齢者福祉手帳交付要綱(平成 17 年松江市告示第 144 号)第 2 条第 1 項に規定する松江市高齢者福祉手帳(以下「手帳」という。)又は同条第 2 項に規定する松江市高齢者証(以下「高齢者証」という。)を所持する者に対し、70 歳の誕生日の属する月の前月末までに郵送により松江市内路線バス割引シール(別記様式。以下「割引シール」という。)を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、割引シールの交付を受けている者が、当該割引シールを亡失又は毀損したときは、審査の上、割引シールを再交付するものとする。</u></p> <p>(路線バスの割引対象者)</p> <p><u>第 3 条 事業により路線バスに係る普通旅客運賃の割引を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる</u></p>

(高齢者優待 ICOCA の交付)

第4条 高齢者優待 ICOCA の交付は、市内バス事業者が指定する窓口で行う。

(路線バスの普通旅客運賃不足分の補填)

第5条 市長は、前条の規定により高齢者優待 ICOCA の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が第3条の規定によりみなし普通旅客運賃を支払った場合は、当該使用者が支払うべきであった普通旅客運賃と当該みなし普通旅客運賃の差額を市内バス事業者の請求に基づき支払わなければならない。

(高齢者優待 ICOCA の譲渡及び貸与の禁止)

第6条 使用者は、高齢者優待 ICOCA を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(高齢者優待 ICOCA の不正使用の禁止)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段によって高齢者優待 ICOCA の交付を受け、又は高齢者優待 ICOCA を不正に使用した者に対し、高齢者優待 ICOCA を使用して割引を受けた運賃に相当する額の支払いを求めることができる。

2 市長は必要があると認めるときは、使用者に対して、高齢者優待 ICOCA の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(使用者死亡時等の手続)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、高齢者優待 ICOCA の返却その他の必要な手続を市内バス事業者の指定する窓口において行わなければならない。

(1) 使用者が死亡したとき。

(路線バスの普通旅客運賃不足分の補填)

第5条 市長は、対象者

が前条の規定によりみなし普通旅客運賃を支払った場合は、対象者が支払うべきであった普通旅客運賃と当該みなし普通旅客運賃の差額を松江市交通局及び一畑バス株式会社の請求に基づき支払わなければならない。

(2) 前号に掲げるほか、使用者が松江市の住民基本台帳に記録されないこととなったとき。

(使用者の情報の取得等)

第9条 市長は、使用者の同意を得て、高齢者優待ICOCAの交付に当たり市内バス事業者が取得した使用者の情報及び使用者の路線バスの利用に係る情報を、市内バス事業者から取得することができる。

2 前項の情報に関する取扱いは、松江市個人情報条例(平成17年松江市条例第15号)及び松江市個人情報保護条例施行規則(平成17年松江市規則第8号)の規定によるものとする。

第10条 略

第6条 略

別記様式(第2条関係)



附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松江市高齢者バス割引乗車事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)第2条第1項の規定により交付された松江市内路線バス割引シールの再交付については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 旧要綱第2条第1項の規定により松江市内路線バス割引シールを交付された者に係るこの告示による改正後の松江市高齢者バス割引乗車事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第

3条第1項の適用については、令和4年9月30日までの間は、同項中「高齢者優待 ICOCA（西日本旅客鉄道株式会社が発行する ICOCA に事業の利用に必要な対象者の情報が登録されたものをいう。以下同じ。）を使用し」とあるのは「バスカード（松江市交通局、一畑バス株式会社又は石見交通株式会社が発行するバスカードをいう。）を使用し、かつ、松江市内路線バス割引シールを貼り付けている手帳又は高齢者証を当該路線バスの運転手に提示し」とすることができる。

- 4 旧要綱第2条第1項の規定により松江市内路線バス割引シールを交付された者について、新要綱第3条第1項の規定を前項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、令和4年3月31日までの間は、同項中「100円」とあるのは「100円（松江市交通局が運行する路線のうち南循環線と北循環線とを乗り継ぎする場合は150円）」とする。